大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年八月三十日

大阪府知事　吉村　洋文

大阪府規則第三十四号

大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成二十七年大阪府規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第一条　この規則は、大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例（平成二十六年大阪府条例第百七十七号。第五条第十五号を除き、以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第一条　この規則は、大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例（平成二十六年大阪府条例第百七十七号。第五条第六号を除き、以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（許可を要しない土砂埋立て等） 第五条　（略） 一・二　（略） 三　運動場、広場その他の場所において、催しを実施することを目的として行う土砂埋立て等（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、次に掲げる事項を記載した計画であって、当該土砂埋立て等の開始の日の三十日前までに、知事に提出したものに基づき行われるものに限る。） イ　催しの名称、概要、主催者名、受託事業者名、実施場所及び実施期間 ロ　土砂埋立て等の計画 四　土砂を発生させる者が工事区域外に搬出した土砂を当該工事区域内に埋め戻すことを目的として行う土砂埋立て等（次に掲げる事項を記載した計画であって、当該搬出の開始の日の三十日前までに、知事に提出したものに基づき行われるものに限る。） イ　工事の名称、概要、発注者名、請負人名、工事場所及び工事期間 ロ　土砂搬出及び埋戻しの計画 五　（略） 六　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物の敷地において、建築物を撤去した後に当該建築物の跡地を埋め戻すことを目的として行う土砂埋立て等 七　前号の敷地において、建築物の新築、改築又は増築を目的として行う土砂埋立て等であって、土砂埋立て等の高さ（土砂埋立	（許可を要しない土砂埋立て等） 第五条　（略） 一・二　（略） 三　（略）

て等を行う前の地盤の最も低い地点と土砂埋立て等によって生じた地盤の最も高い地点との垂直距離をいう。以下同じ。）が一メートル未満であるもの（次に掲げる事項を記載した計画であって、当該土砂埋立て等の開始の日の三十日前までに、知事に提出したものに基づき行われるものに限る。）

イ　工事の名称、概要、発注者名、請負人名、工事場所及び工事期間

ロ　土砂埋立て等の計画

八　建築基準法第六条第一項の確認を受けて行う建築の用に供する敷地の造成を目的として行う土砂埋立て等であって、建築面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第二号に規定する建築面積をいう。）を当該土地に適用される建蔽率（建築基準法第五十三条第一項に規定する建蔽率をいう。）で除した面積を超えないもの（次に掲げる事項を記載した計画であって、当該土砂埋立て等の開始の日の三十日前までに、知事に提出したものに基づき行われるものに限る。）

イ　工事の名称、概要、発注者名、請負人名、工事場所及び工事期間

ロ　土砂埋立て等の計画

九　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第一項に規定する道路運送車両が安全かつ円滑に走行し、及び駐車することができる土地を造成することを目的として行う土砂埋立て等であって、土砂埋立て等の高さ（同法第二条第六項に規定する道路（以下「道路」という。）に接続するために行う五百平方メートル未満の埋立て等区域に係るものは除く。）が一メートル未満であるもの（次に掲げる事項を記載した計画であって、当該土砂埋立て等の開始の日の三十日前までに、知事に提出したものに基づき行われるものに限る。）

イ　工事の名称、概要、発注者名、請負人名、工事場所及び工事期間

ロ　土砂埋立て等の計画

十　道路において、地下埋設管の新築、改築又は増築を目的として行う土砂埋立て等

十一・十二　（略）

十三　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第二十一条各号に掲げる建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為として行う土砂埋立て等

十四　大阪府自然環境保全条例（昭和四十八年大阪府条例第二号）第三十三条の規定による緑化（同条例第三十四条第一項に規定する緑化計画書を届け出て行うものに限る。）又は同条例第三十八条の規定に基づき市町村の条例の規定による届出をし、協議をし、その他必要な行為をして行う緑化を目的として行う土砂埋立て等であって、土砂埋立て等の高さが一メートル未満であるもの

四・五　（略）

十五　（略）

（不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者）

第九条　（略）

一―三　（略）

四　（略）

イ―ワ　（略）

カ　大阪府自然環境保全条例第十三条第四項の規定に違反して同項各号（第五号、第七号及び第八号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは同条第五項の規定によりり許可に付せられた条件（同条第四項第五号、第七号及び第八号に係るものを除く。）に違反した者、同条例第十五条第一項の規定による届出をせず同項各号（第五号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定によるる届出をした者又は同条例第十八条第一項の規定に違反して同項各号（第五号及び第七号から第九号までを除く。）に掲げる行為をした者若しくは同条第二項に準用する同条例第十三条第五項の規定によりり許可に付せられた条件（同条第四項第五号、第七号及び第八号に係るものを除く。）に違反した者

ヨ―ツ　（略）

別表第一（第十一条関係）

（略）	（略）
三	土砂埋立て等の高さ及び土砂埋立て等によつて生じる法面（擁壁で覆う部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次のイ又はロに掲げる土砂の区分に応じ、当該イ又はロに定める高さ及び法面の勾配とすること。 イ・ロ　（略）
（略）	（略）

六　（略）

（不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者）

第九条　（略）

一―三　（略）

四　（略）

イ―ワ　（略）

カ　大阪府自然環境保全条例（昭和四十八年大阪府条例第二号）第十三条第四項の規定に違反して同項各号（第五号、第七号及び第八号を除く。）に掲げる行為をし許可に付せられた条件（同条第四項第五号、第七号及び第八号に係るものを除く。）に違反した者、同条例第十五条第一項の規定による届出をせず同項各号（第五号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定によるる届出をした者又は同条例第十八条第一項の規定に違反して同項各号（第五号及び第七号から第九号までを除く。）に掲げる行為をした者若しくは同条第二項に準用する同条例第十三条第五項の規定によりり許可に付せられた条件（同条第四項第五号、第七号及び第八号に係るものを除く。）に違反した者

ヨ―ツ　（略）

別表第一（第十一条関係）

（略）	（略）
三	土砂埋立て等の高さ（土砂埋立て等を行う前の地盤の最も低い地点と土砂埋立て等によつて生じた地盤の最も高い地点との垂直距離をいう。以下同じ。）及び土砂埋立て等によつて生じる法面（擁壁で覆う部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次のイ又はロに掲げる土砂の区分に応じ、当該イ又はロに定める高さ及び法面の勾配とすること。 イ・ロ　（略）
（略）	（略）

附　則

この規則は、令和元年九月一日から施行する。